

6 投票所入場券の活用について

総行管第36号

令和元年5月24日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長

標記については、公職選挙法施行令第31条第1項の規定に基づき対応しているところですが、第25回参議院議員通常選挙においても、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会への周知を含め、適切に運用されますようお願いいたします。

記

1 投票所入場券については、投票時における選挙人の整理及び確認等の迅速化のほか、投票所の場所及び投票時間の周知等に効果があると考えられるので、これを発行するように努めるとともに、投票を行う選挙人に対して投票所入場券を持参するよう周知すること。

2 期日前投票は、選挙期日の公示日の翌日から行うことができるものであるため、選挙人に混乱を来すことのないよう、あらかじめ投票所入場券の発送日時等について郵便局等と十分に調整を行い、投票所入場券が速やかにかつ確実に選挙人に交付されるよう努めること。

また、期日前投票の際に提出する宣誓書については、選挙人が事前に記載することができるよう、例えば、投票所入場券の裏面に様式を印刷する、投票所入場券の交付の際に同封するなど、市区町村において創意工夫し、選挙人の便宜に資するよう努めること。

- 3 投票所（共通投票所を含む。）又は期日前投票所に選挙人が投票所入場券を持参しない場合には、氏名・住所等の確認、公的機関が発行した身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示を求めることなどが有効であること。
- 4 他人に投票所入場券を譲渡し、なりすましによる投票を行うことは、公職選挙法第237条に規定する詐偽投票罪であるので、投票所入場券等に注意喚起の文面を記載するなど、違法行為の防止を図ること。
また、投票所入場券を持参した場合であっても、本人確認のために身分証明書等の提示を求めることもありうることから、この旨についても周知を図ること。
- 5 住所を移転した者については、旧住所地の市区町村から転出後3ヶ月を経過し、4ヶ月を経過していない場合には、新住所地において3ヶ月以上居住することにより、旧住所地及び新住所地の選挙人名簿の両者に登録されることになるが、投票所入場券の発送に当たっては、旧住所地及び新住所地の市区町村間におけるそれぞれの選挙人名簿への登録の有無を十分確認し、選挙人に混乱が生じないように適切な発送に努めること。
- 6 投票所入場券における氏名、性別等の記載事項については、各市区町村の選挙管理委員会の判断により決定しているところであるが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月より施行されたことも踏まえ、選挙の公正の確保に留意しながら、その記載事項の必要性や表現について検討すること。
- 7 選挙人への選挙関係情報の充実の観点から、投票所入場券又は投票所入場券送付用封筒にホームページのアドレスやQRコードを印刷し、選挙管理委員会のホームページ等に誘導する取組を行っている市区町村の例等も参考にしつつ、都道府県の選挙管理委員会とも連携し、投票所入場券又は送付用封筒の紙面を活用した、選挙公報等の候補者情報などを掲載するホームページへの誘導についても検討すること。